

(厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の一部改正)

第四条 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年厚生省告示第三十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一 1～3 (略) 4 重度療養管理(1日につき) <u>125単位</u> 注 (略) 5～17 (略)	別表第一 1～3 (略) 4 重度療養管理(1日につき) <u>123単位</u> 注 (略) 5～17 (略)
別表第二 1～3 (略) 4 重度療養管理(1日につき) <u>125単位</u> 注 (略) 5～17 (略)	別表第二 1～3 (略) 4 重度療養管理(1日につき) <u>123単位</u> 注 (略) 5～17 (略)

(居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額の一部  
改正)

第五条 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成十二年厚生省告示第三十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要介護一 一万六千七百六十五単位</p> <p>ハ 要介護二 一万九千七百五単位</p> <p>ニ 要介護三 二万七千四十八単位</p> <p>ホ 要介護四 三万九百三十八単位</p> <p>ヘ 要介護五 三万六千二百十七単位</p> <p>二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ 要支援一 五千三十二単位</p> <p>ロ 要支援二 一万五百三十一単位</p>	<p>一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要介護一 一万六千六百九十二単位</p> <p>ハ 要介護二 一万九千六百十六単位</p> <p>ニ 要介護三 二万六千九百三十一単位</p> <p>ホ 要介護四 三万八百六単位</p> <p>ヘ 要介護五 三万六千六十五単位</p> <p>二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ 要支援一 五千三単位</p> <p>ロ 要支援二 一万四百七十三単位</p>

備考  
(略)

備考  
(略)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。</p>

（介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第六条 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第七条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次の表のように改正する。



(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項  
第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定  
介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の  
額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費  
用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介  
予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービ  
ス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事  
業者の状況を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項  
第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定  
介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の  
額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費  
用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介  
予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービ  
ス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事  
業者の状況を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき二千六円
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円
従来型個室（特養等）	一日につき千七百一十一円
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百六十八円
多床室（特養等）	一日につき八百五十五円
多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十七円

備考  
(略)

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円
従来型個室（特養等）	一日につき千五百五十円
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円
多床室（特養等）	一日につき八百四十円
多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十円

備考  
(略)

（介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第八条 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。</p>	<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。</p>

（介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第九条 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前																					
備考 (略)	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項 第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特 定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用 の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める 費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下 欄に掲げる額とする。	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項 第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特 定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用 の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める 費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下 欄に掲げる額とする。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>一日につき二千六円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>一日につき千六百六十八円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>一日につき千七百七十一円</td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>一日につき八百五十五円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	額	ユニット型個室	一日につき二千六円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円	従来型個室	一日につき千七百七十一円	多床室	一日につき八百五十五円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>一日につき千九百七十円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>一日につき千六百四十円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>一日につき千百五十円</td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>一日につき八百四十円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	額	ユニット型個室	一日につき千九百七十円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円	従来型個室	一日につき千百五十円	多床室	一日につき八百四十円	
	区分	額																					
	ユニット型個室	一日につき二千六円																					
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円																						
従来型個室	一日につき千七百七十一円																						
多床室	一日につき八百五十五円																						
区分	額																						
ユニット型個室	一日につき千九百七十円																						
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円																						
従来型個室	一日につき千百五十円																						
多床室	一日につき八百四十円																						

(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示  
第百二十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>    (一) 要介護1 <u>5,680単位</u></p> <p>    (二) 要介護2 <u>10,138単位</u></p> <p>    (三) 要介護3 <u>16,833単位</u></p> <p>    (四) 要介護4 <u>21,293単位</u></p> <p>    (五) 要介護5 <u>25,752単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>    (一) 要介護1 <u>8,287単位</u></p> <p>    (二) 要介護2 <u>12,946単位</u></p> <p>    (三) 要介護3 <u>19,762単位</u></p> <p>    (四) 要介護4 <u>24,361単位</u></p> <p>    (五) 要介護5 <u>29,512単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき)</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,680単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,138単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,833単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,293単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,752単位</u></p> <p>注1～14 (略)</p> <p>ハ～チ (略)</p> <p>リ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出</u></p>	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>    (一) 要介護1 <u>5,666単位</u></p> <p>    (二) 要介護2 <u>10,114単位</u></p> <p>    (三) 要介護3 <u>16,793単位</u></p> <p>    (四) 要介護4 <u>21,242単位</u></p> <p>    (五) 要介護5 <u>25,690単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>    (一) 要介護1 <u>8,267単位</u></p> <p>    (二) 要介護2 <u>12,915単位</u></p> <p>    (三) 要介護3 <u>19,714単位</u></p> <p>    (四) 要介護4 <u>24,302単位</u></p> <p>    (五) 要介護5 <u>29,441単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき)</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,666単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,114単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,793単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,242単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,690単位</u></p> <p>注1～14 (略)</p> <p>ハ～チ (略)</p> <p>(新設)</p>

た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(II) 1月につき2,751単位

注1～5 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(イ) 要介護1 409単位

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(II) 1月につき2,742単位

注1～5 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(イ) 要介護1 407単位



(二) 要介護 2	<u>469単位</u>
(三) 要介護 3	<u>530単位</u>
(四) 要介護 4	<u>589単位</u>
(五) 要介護 5	<u>651単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>428単位</u>
(二) 要介護 2	<u>491単位</u>
(三) 要介護 3	<u>555単位</u>
(四) 要介護 4	<u>617単位</u>
(五) 要介護 5	<u>682単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>645単位</u>
(二) 要介護 2	<u>761単位</u>
(三) 要介護 3	<u>879単位</u>
(四) 要介護 4	<u>995単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,113単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>666単位</u>
(二) 要介護 2	<u>786単位</u>
(三) 要介護 3	<u>908単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,029単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,150単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>739単位</u>
(二) 要介護 2	<u>873単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,012単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,150単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,288単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>768単位</u>
(二) 要介護 2	<u>908単位</u>

(二) 要介護 2	<u>466単位</u>
(三) 要介護 3	<u>527単位</u>
(四) 要介護 4	<u>586単位</u>
(五) 要介護 5	<u>647単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>426単位</u>
(二) 要介護 2	<u>488単位</u>
(三) 要介護 3	<u>552単位</u>
(四) 要介護 4	<u>614単位</u>
(五) 要介護 5	<u>678単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>641単位</u>
(二) 要介護 2	<u>757単位</u>
(三) 要介護 3	<u>874単位</u>
(四) 要介護 4	<u>990単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,107単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>662単位</u>
(二) 要介護 2	<u>782単位</u>
(三) 要介護 3	<u>903単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,023単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,144単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>735単位</u>
(二) 要介護 2	<u>868単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,006単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,144単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,281単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>764単位</u>
(二) 要介護 2	<u>903単位</u>

(三) 要介護 3	<u>1,052単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,197単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,339単位</u>
ロ 療養通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	<u>1,012単位</u>
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	<u>1,519単位</u>
注 1～22 (略)	
ハ・ニ (略)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハマでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u>	
(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハマでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</u>	
3 認知症対応型通所介護費	
イ 認知症対応型通所介護費(I)	
(1) 認知症対応型通所介護費(i)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>540単位</u>
b 要介護 2	<u>594単位</u>
c 要介護 3	<u>650単位</u>
d 要介護 4	<u>705単位</u>
e 要介護 5	<u>759単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>566単位</u>

(三) 要介護 3	<u>1,046単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,190単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,332単位</u>
ロ 療養通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	<u>1,007単位</u>
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	<u>1,511単位</u>
注 1～22 (略)	
ハ・ニ (略)	
(新設)	
3 認知症対応型通所介護費	
イ 認知症対応型通所介護費(I)	
(1) 認知症対応型通所介護費(i)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>538単位</u>
b 要介護 2	<u>592単位</u>
c 要介護 3	<u>647単位</u>
d 要介護 4	<u>702単位</u>
e 要介護 5	<u>756単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>564単位</u>

b 要介護 2	<u>623単位</u>
c 要介護 3	<u>681単位</u>
d 要介護 4	<u>738単位</u>
e 要介護 5	<u>795単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>853単位</u>
b 要介護 2	<u>945単位</u>
c 要介護 3	<u>1,035単位</u>
d 要介護 4	<u>1,127単位</u>
e 要介護 5	<u>1,219単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>875単位</u>
b 要介護 2	<u>969単位</u>
c 要介護 3	<u>1,061単位</u>
d 要介護 4	<u>1,156単位</u>
e 要介護 5	<u>1,250単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>989単位</u>
b 要介護 2	<u>1,097単位</u>
c 要介護 3	<u>1,204単位</u>
d 要介護 4	<u>1,312単位</u>
e 要介護 5	<u>1,420単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>1,021単位</u>
b 要介護 2	<u>1,132単位</u>
c 要介護 3	<u>1,242単位</u>
d 要介護 4	<u>1,355単位</u>
e 要介護 5	<u>1,465単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>489単位</u>

b 要介護 2	<u>620単位</u>
c 要介護 3	<u>678単位</u>
d 要介護 4	<u>735単位</u>
e 要介護 5	<u>792単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>849単位</u>
b 要介護 2	<u>941単位</u>
c 要介護 3	<u>1,031単位</u>
d 要介護 4	<u>1,122単位</u>
e 要介護 5	<u>1,214単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>871単位</u>
b 要介護 2	<u>965単位</u>
c 要介護 3	<u>1,057単位</u>
d 要介護 4	<u>1,151単位</u>
e 要介護 5	<u>1,245単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>985単位</u>
b 要介護 2	<u>1,092単位</u>
c 要介護 3	<u>1,199単位</u>
d 要介護 4	<u>1,307単位</u>
e 要介護 5	<u>1,414単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>1,017単位</u>
b 要介護 2	<u>1,127単位</u>
c 要介護 3	<u>1,237単位</u>
d 要介護 4	<u>1,349単位</u>
e 要介護 5	<u>1,459単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>487単位</u>

b	要介護 2	<u>538単位</u>
c	要介護 3	<u>586単位</u>
d	要介護 4	<u>636単位</u>
e	要介護 5	<u>685単位</u>
(二)	所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>512単位</u>
b	要介護 2	<u>563単位</u>
c	要介護 3	<u>615単位</u>
d	要介護 4	<u>666単位</u>
e	要介護 5	<u>717単位</u>
(三)	所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>767単位</u>
b	要介護 2	<u>849単位</u>
c	要介護 3	<u>931単位</u>
d	要介護 4	<u>1,011単位</u>
e	要介護 5	<u>1,094単位</u>
(四)	所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>786単位</u>
b	要介護 2	<u>871単位</u>
c	要介護 3	<u>955単位</u>
d	要介護 4	<u>1,037単位</u>
e	要介護 5	<u>1,122単位</u>
(五)	所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>889単位</u>
b	要介護 2	<u>984単位</u>
c	要介護 3	<u>1,081単位</u>
d	要介護 4	<u>1,177単位</u>
e	要介護 5	<u>1,272単位</u>
(六)	所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>917単位</u>
b	要介護 2	<u>1,015単位</u>

b	要介護 2	<u>536単位</u>
c	要介護 3	<u>584単位</u>
d	要介護 4	<u>633単位</u>
e	要介護 5	<u>682単位</u>
(二)	所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>510単位</u>
b	要介護 2	<u>561単位</u>
c	要介護 3	<u>612単位</u>
d	要介護 4	<u>663単位</u>
e	要介護 5	<u>714単位</u>
(三)	所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>764単位</u>
b	要介護 2	<u>845単位</u>
c	要介護 3	<u>927単位</u>
d	要介護 4	<u>1,007単位</u>
e	要介護 5	<u>1,089単位</u>
(四)	所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>783単位</u>
b	要介護 2	<u>867単位</u>
c	要介護 3	<u>951単位</u>
d	要介護 4	<u>1,033単位</u>
e	要介護 5	<u>1,117単位</u>
(五)	所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>885単位</u>
b	要介護 2	<u>980単位</u>
c	要介護 3	<u>1,076単位</u>
d	要介護 4	<u>1,172単位</u>
e	要介護 5	<u>1,267単位</u>
(六)	所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>913単位</u>
b	要介護 2	<u>1,011単位</u>

c 要介護 3	<u>1,115単位</u>
d 要介護 4	<u>1,215単位</u>
e 要介護 5	<u>1,314単位</u>
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>265単位</u>
(二) 要介護 2	<u>275単位</u>
(三) 要介護 3	<u>284単位</u>
(四) 要介護 4	<u>293単位</u>
(五) 要介護 5	<u>303単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>277単位</u>
(二) 要介護 2	<u>288単位</u>
(三) 要介護 3	<u>297単位</u>
(四) 要介護 4	<u>307単位</u>
(五) 要介護 5	<u>317単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>443単位</u>
(二) 要介護 2	<u>458単位</u>
(三) 要介護 3	<u>475単位</u>
(四) 要介護 4	<u>491単位</u>
(五) 要介護 5	<u>507単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>455単位</u>
(二) 要介護 2	<u>470単位</u>
(三) 要介護 3	<u>487単位</u>
(四) 要介護 4	<u>503単位</u>
(五) 要介護 5	<u>519単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>520単位</u>
(二) 要介護 2	<u>539単位</u>

c 要介護 3	<u>1,110単位</u>
d 要介護 4	<u>1,210単位</u>
e 要介護 5	<u>1,308単位</u>
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>264単位</u>
(二) 要介護 2	<u>274単位</u>
(三) 要介護 3	<u>283単位</u>
(四) 要介護 4	<u>292単位</u>
(五) 要介護 5	<u>302単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>276単位</u>
(二) 要介護 2	<u>287単位</u>
(三) 要介護 3	<u>296単位</u>
(四) 要介護 4	<u>306単位</u>
(五) 要介護 5	<u>316単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>441単位</u>
(二) 要介護 2	<u>456単位</u>
(三) 要介護 3	<u>473単位</u>
(四) 要介護 4	<u>489単位</u>
(五) 要介護 5	<u>505単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>453単位</u>
(二) 要介護 2	<u>468単位</u>
(三) 要介護 3	<u>485単位</u>
(四) 要介護 4	<u>501単位</u>
(五) 要介護 5	<u>517単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>518単位</u>
(二) 要介護 2	<u>537単位</u>

(三) 要介護 3	<u>557単位</u>	(三) 要介護 3	<u>555単位</u>
(四) 要介護 4	<u>575単位</u>	(四) 要介護 4	<u>573単位</u>
(五) 要介護 5	<u>595単位</u>	(五) 要介護 5	<u>593単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>537単位</u>	(一) 要介護 1	<u>535単位</u>
(二) 要介護 2	<u>556単位</u>	(二) 要介護 2	<u>554単位</u>
(三) 要介護 3	<u>575単位</u>	(三) 要介護 3	<u>573単位</u>
(四) 要介護 4	<u>594単位</u>	(四) 要介護 4	<u>592単位</u>
(五) 要介護 5	<u>615単位</u>	(五) 要介護 5	<u>612単位</u>
注 1～13 (略)		注 1～13 (略)	
ハ・ニ (略)		ハ・ニ (略)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算		(新設)	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。			
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハマでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数			
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハマでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数			
4 小規模多機能型居宅介護費		4 小規模多機能型居宅介護費	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)		イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	
(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合		(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	
(一) 要介護 1	<u>10,364単位</u>	(一) 要介護 1	<u>10,320単位</u>
(二) 要介護 2	<u>15,232単位</u>	(二) 要介護 2	<u>15,167単位</u>
(三) 要介護 3	<u>22,157単位</u>	(三) 要介護 3	<u>22,062単位</u>
(四) 要介護 4	<u>24,454単位</u>	(四) 要介護 4	<u>24,350単位</u>

(五) 要介護5	26,964単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要介護1	9,338単位
(二) 要介護2	13,724単位
(三) 要介護3	19,963単位
(四) 要介護4	22,033単位
(五) 要介護5	24,295単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）	
(1) 要介護1	567単位
(2) 要介護2	634単位
(3) 要介護3	703単位
(4) 要介護4	770単位
(5) 要介護5	835単位
注1～7（略）	
ハ～ワ（略）	
カ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数	
5 認知症対応型共同生活介護費	
イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)	
(一) 要介護1	761単位

(五) 要介護5	26,849単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要介護1	9,298単位
(二) 要介護2	13,665単位
(三) 要介護3	19,878単位
(四) 要介護4	21,939単位
(五) 要介護5	24,191単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）	
(1) 要介護1	565単位
(2) 要介護2	632単位
(3) 要介護3	700単位
(4) 要介護4	767単位
(5) 要介護5	832単位
注1～7（略）	
ハ～ワ（略）	
(新設)	
5 認知症対応型共同生活介護費	
イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)	
(一) 要介護1	759単位

(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>820単位</u>
(四) 要介護 4	<u>837単位</u>
(五) 要介護 5	<u>854単位</u>
(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護 1	<u>749単位</u>
(二) 要介護 2	<u>784単位</u>
(三) 要介護 3	<u>808単位</u>
(四) 要介護 4	<u>824単位</u>
(五) 要介護 5	<u>840単位</u>
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	<u>789単位</u>
(二) 要介護 2	<u>825単位</u>
(三) 要介護 3	<u>849単位</u>
(四) 要介護 4	<u>865単位</u>
(五) 要介護 5	<u>882単位</u>
(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護 1	<u>777単位</u>
(二) 要介護 2	<u>813単位</u>
(三) 要介護 3	<u>837単位</u>
(四) 要介護 4	<u>853単位</u>
(五) 要介護 5	<u>869単位</u>
注 1～7 （略）	
ハ～ル （略）	
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す</u>	

(二) 要介護 2	<u>795単位</u>
(三) 要介護 3	<u>818単位</u>
(四) 要介護 4	<u>835単位</u>
(五) 要介護 5	<u>852単位</u>
(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護 1	<u>747単位</u>
(二) 要介護 2	<u>782単位</u>
(三) 要介護 3	<u>806単位</u>
(四) 要介護 4	<u>822単位</u>
(五) 要介護 5	<u>838単位</u>
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	<u>787単位</u>
(二) 要介護 2	<u>823単位</u>
(三) 要介護 3	<u>847単位</u>
(四) 要介護 4	<u>863単位</u>
(五) 要介護 5	<u>880単位</u>
(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護 1	<u>775単位</u>
(二) 要介護 2	<u>811単位</u>
(三) 要介護 3	<u>835単位</u>
(四) 要介護 4	<u>851単位</u>
(五) 要介護 5	<u>867単位</u>
注 1～7 （略）	
ハ～ル （略）	
（新設）	



る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合  
においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヌまでにより算  
定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヌまでにより算  
定した単位数の1000分の23に相当する単位数

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- |          |              |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>535単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>601単位</u> |
| (3) 要介護3 | <u>670単位</u> |
| (4) 要介護4 | <u>734単位</u> |
| (5) 要介護5 | <u>802単位</u> |

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- |          |              |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>535単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>601単位</u> |
| (3) 要介護3 | <u>670単位</u> |
| (4) 要介護4 | <u>734単位</u> |
| (5) 要介護5 | <u>802単位</u> |

注1～11（略）

ハ～ト（略）

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等  
の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出  
た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着  
型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げ  
る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。  
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にお  
いては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからへまでにより算

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- |          |              |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>534単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>599単位</u> |
| (3) 要介護3 | <u>668単位</u> |
| (4) 要介護4 | <u>732単位</u> |
| (5) 要介護5 | <u>800単位</u> |

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- |          |              |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>534単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>599単位</u> |
| (3) 要介護3 | <u>668単位</u> |
| (4) 要介護4 | <u>732単位</u> |
| (5) 要介護5 | <u>800単位</u> |

注1～11（略）

ハ～ト（略）

（新設）

<p>定した単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	
7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
(1)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)
(一)	要介護1 <u>567単位</u>
(二)	要介護2 <u>636単位</u>
(三)	要介護3 <u>706単位</u>
(四)	要介護4 <u>776単位</u>
(五)	要介護5 <u>843単位</u>
(2)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき)
(一)	要介護1 <u>567単位</u>
(二)	要介護2 <u>636単位</u>
(三)	要介護3 <u>706単位</u>
(四)	要介護4 <u>776単位</u>
(五)	要介護5 <u>843単位</u>
ロ	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
(1)	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)
(一)	要介護1 <u>646単位</u>
(二)	要介護2 <u>714単位</u>
(三)	要介護3 <u>787単位</u>
(四)	要介護4 <u>857単位</u>
(五)	要介護5 <u>925単位</u>
(2)	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき)
(一)	要介護1 <u>646単位</u>
(二)	要介護2 <u>714単位</u>

7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
(1)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)
(一)	要介護1 <u>565単位</u>
(二)	要介護2 <u>634単位</u>
(三)	要介護3 <u>704単位</u>
(四)	要介護4 <u>774単位</u>
(五)	要介護5 <u>841単位</u>
(2)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき)
(一)	要介護1 <u>565単位</u>
(二)	要介護2 <u>634単位</u>
(三)	要介護3 <u>704単位</u>
(四)	要介護4 <u>774単位</u>
(五)	要介護5 <u>841単位</u>
ロ	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
(1)	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)
(一)	要介護1 <u>644単位</u>
(二)	要介護2 <u>712単位</u>
(三)	要介護3 <u>785単位</u>
(四)	要介護4 <u>854単位</u>
(五)	要介護5 <u>922単位</u>
(2)	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき)
(一)	要介護1 <u>644単位</u>
(二)	要介護2 <u>712単位</u>

(三) 要介護 3	<u>787単位</u>
(四) 要介護 4	<u>857単位</u>
(五) 要介護 5	<u>925単位</u>
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	<u>661単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>
(三) 要介護 3	<u>796単位</u>
(四) 要介護 4	<u>861単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>
(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護 1	<u>661単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>
(三) 要介護 3	<u>796単位</u>
(四) 要介護 4	<u>861単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>
ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	
(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	<u>732単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>868単位</u>
(四) 要介護 4	<u>934単位</u>
(五) 要介護 5	<u>998単位</u>
(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護 1	<u>732単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>868単位</u>

(三) 要介護 3	<u>785単位</u>
(四) 要介護 4	<u>854単位</u>
(五) 要介護 5	<u>922単位</u>
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	<u>659単位</u>
(二) 要介護 2	<u>724単位</u>
(三) 要介護 3	<u>794単位</u>
(四) 要介護 4	<u>859単位</u>
(五) 要介護 5	<u>923単位</u>
(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護 1	<u>659単位</u>
(二) 要介護 2	<u>724単位</u>
(三) 要介護 3	<u>794単位</u>
(四) 要介護 4	<u>859単位</u>
(五) 要介護 5	<u>923単位</u>
ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	
(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	<u>730単位</u>
(二) 要介護 2	<u>795単位</u>
(三) 要介護 3	<u>866単位</u>
(四) 要介護 4	<u>931単位</u>
(五) 要介護 5	<u>995単位</u>
(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護 1	<u>730単位</u>
(二) 要介護 2	<u>795単位</u>
(三) 要介護 3	<u>866単位</u>

(四) 要介護 4	<u>934単位</u>	(四) 要介護 4	<u>931単位</u>
(五) 要介護 5	<u>998単位</u>	(五) 要介護 5	<u>995単位</u>
注 1～18 (略)		注 1～18 (略)	
ホ～キ (略)		ホ～キ (略)	
ノ 介護職員等特定処遇改善加算		(新設)	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。			
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数			
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数			
8 複合型サービス費		8 複合型サービス費	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)		イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	
(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合		(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	
(一) 要介護 1	<u>12,401単位</u>	(一) 要介護 1	<u>12,341単位</u>
(二) 要介護 2	<u>17,352単位</u>	(二) 要介護 2	<u>17,268単位</u>
(三) 要介護 3	<u>24,392単位</u>	(三) 要介護 3	<u>24,274単位</u>
(四) 要介護 4	<u>27,665単位</u>	(四) 要介護 4	<u>27,531単位</u>
(五) 要介護 5	<u>31,293単位</u>	(五) 要介護 5	<u>31,141単位</u>
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合		(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要介護 1	<u>11,173単位</u>	(一) 要介護 1	<u>11,119単位</u>
(二) 要介護 2	<u>15,634単位</u>	(二) 要介護 2	<u>15,558単位</u>
(三) 要介護 3	<u>21,977単位</u>	(三) 要介護 3	<u>21,871単位</u>
(四) 要介護 4	<u>24,926単位</u>	(四) 要介護 4	<u>24,805単位</u>
(五) 要介護 5	<u>28,195単位</u>	(五) 要介護 5	<u>28,058単位</u>

<p>ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1 <u>568単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>635単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>703単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>770単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>836単位</u></p> <p>注1～11（略）</p> <p>ハ～ヨ（略）</p> <p>タ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算(II) イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u></p>	<p>ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1 <u>565単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>632単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>700単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>767単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>832単位</u></p> <p>注1～11（略）</p> <p>ハ～ヨ（略）</p> <p>（新設）</p>
--	--